官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

## 目次

〔法規的告示〕
○犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第十七条の二及び第十七条の三の規定に基づき国又は地域を指定する件の一部を改正する件（金融庁・財務一）　一
〔その他告示〕
○協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十六条第一項の規定により信用協同組合に業務の一部停止を命じた件（金融庁四五）　二
○防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とカナダ政府との間の協定の署名及び効力発生に関する件（外務二二一）　三
○円借款の供与に関する日本国政府とバングラデシュ人民共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二二二）　三
○農薬を登録した件（農林水産九〇七）　七
○保安林の指定をする件（同九〇八～九三一）　七
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通八二〇）　七
○旅行業法の規定に基づく登録事項の変更の件（観光庁一二）　七
○予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十七年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方環境事務所長に委任した件等の一部を改正する告示（環境三四）　七
○アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、追加提供及び新規提供が決定された件（防衛一八〇）　八
〔国会事項〕
法務省　最高裁判所　名古屋市　大阪市　八
〔人事異動〕
〔皇室事項〕
〔官庁報告〕
国営土地改良事業の工事完了の公告（農林水産省）　九
登録実施機関の登録事項の変更について（中部運輸局）　九
官庁事項　九
法務　九
公証人任免（法務省）　九
〔公告〕
諸事項　九
裁判所　九
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、会社更生、再生、所有者不明関係　九
会社その他　三〇

## 法規的告示

**○金融庁財務省告示第一号**

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成二十年政令第二十号）第十七条の二及び第十七条の三の規定に基づき、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第十七条の二及び第十七条の三の規定に基づき国又は地域を指定する件（令和五年金融庁財務省告示第二号）の一部を次のように改正し、令和八年八月三日から適用する。

令和八年七月七日

金融庁長官　伊藤　豊
財務大臣　片山さつき

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （令第十七条の二に規定する金融庁長官及び財務大臣が指定する国又は地域）<br>**第一条**　犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（次条において「令」という。）第十七条の二に規定する金融庁長官及び財務大臣が指定する国又は地域は、次に掲げる国又は地域以外の本邦の域外にある国又は地域とする。<br>［一～四　略］<br>五　アンギラ<br>六～十四　［略］<br>十五　オマーン<br>十六～十八　［略］<br>十九　キューバ<br>二十～三十五　［略］<br>三十六　ドミニカ国<br>三十七～四十九　［略］<br>五十　ボツワナ<br>五十一～六十二　［略］<br>（令第十七条の三に規定する金融庁長官及び財務大臣が指定する国又は地域）<br>**第二条**　令第十七条の三に規定する金融庁長官及び財務大臣が指定する国又は地域は、次に掲げる国又は地域以外の本邦の域外にある国又は地域とする。<br>［一～四　略］ | （令第十七条の二に規定する金融庁長官及び財務大臣が指定する国又は地域）<br>**第一条**　［同上］<br>［一～四　同上］<br>［号を加える。］<br>五～十三　［同上］<br>［号を加える。］<br>十四～十六　［同上］<br>［号を加える。］<br>十七～三十二　［同上］<br>［号を加える。］<br>三十三～四十五　［同上］<br>［号を加える。］<br>四十六～五十七　［同上］<br>（令第十七条の三に規定する金融庁長官及び財務大臣が指定する国又は地域）<br>**第二条**　［同上］<br>［一～四　同上］ |

| | |
|---|---|
| 五　アンギラ | ［号を加える。］ |
| 六～十四　［略］ | 五～十三　［同上］ |
| 十五　オマーン | ［号を加える。］ |
| 十六～十八　［略］ | 十四～十六　［同上］ |
| 十九　キューバ | ［号を加える。］ |
| 二十～三十五　［略］ | 十七～三十二　［同上］ |
| 三十六　ドミニカ国 | ［号を加える。］ |
| 三十七～五十　［略］ | 三十三～四十六　［同上］ |
| 五十一　ボツワナ | ［号を加える。］ |
| 五十二～六十三　［略］ | 四十七～五十八　［同上］ |

備考　表中の［　］の記載は注記である。

# その他告示

**○金融庁告示第四十五号**

協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二十六条第一項の規定により、ウリ信用組合に対し、業務の一部停止を命じたので、協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第五十六条第一号の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年七月七日

金融庁長官　伊藤　豊

一　業務の一部停止の範囲

令和八年七月十四日から同年八月十三日までの間、新規顧客（既往取引のない者をいい、当組合において命令発出日前に借入れの申込みを受けている者及び預入れの申込みを受けている者を除く。）に対する貸付け及び預金の受入れを停止すること。

二　命令発出日

令和八年六月十二日

**○外務省告示第二百二十一号**

令和八年一月二十七日にオタワで、防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とカナダ政府との間の協定の署名が行われ、同協定は、同年六月十六日に効力を生じた。

令和八年七月七日

外務大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔

防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とカナダ政府との間の協定

日本国政府及びカナダ政府（以下個別に「締約国政府」といい、合わせて「両締約国政府」という。）は、

防衛の分野における両締約国政府の間の既存の協力関係に留意し、

両締約国政府が参加する防衛装備品及び技術の分野における協力が国際の平和及び安全に寄与することを希望し、

防衛装備品及び技術の移転を規律する条件を定める必要があることを認識して、

次のとおり協定した。

**第一条**

1　一方の締約国政府は、自国の関係法令及びこの協定の規定に従い、2の規定に従って決定される事業を実施するために必要な防衛装備品及び技術を他方の締約国政府の使用に供する。当該事業は、国際の平和及び安全に寄与するためのもの、共同研究、共同開発及び共同生産に係るもの又は安全保障協力及び防衛協力を強化するためのものとする。

2　個別の事業は、両締約国政府により、それぞれの国の安全保障を含む各種の要素を考慮して決定され、外交上の経路を通じて確認される。

**第二条**

1　前条2の規定に従って決定される事業のために移転される防衛装備品及び技術を決定する機関として、合同委員会を設置する。

2　合同委員会は、二の国別委員部で構成される。日本側委員部は、次の者で構成される。

防衛省の一の代表者
外務省の一の代表者
経済産業省の一の代表者

カナダ側委員部は、次の者で構成される。

外務・貿易・開発省又はその後継機関の一の代表者
国防省又はその後継機関の一の代表者
公共事業・政府サービス省又はその後継機関の一の代表者
産業省又はその後継機関の一の代表者

3　移転される防衛装備品及び技術を決定するために必要な関連情報は、外交上の経路を通じて国別委員部に伝達される。

4　移転される防衛装備品及び技術は、3の規定に従って伝達される関連情報に基づき、合同委員会により決定される。

5　この協定を実施するため、移転される防衛装備品及び技術、その移転の当事者となる者並びにその移転の詳細な条件を特に定める細目取極が、両締約国政府の権限のある当局の間で行われる。日本国政府の権限のある当局は、防衛省及び経済産業省とする。カナダ政府の権限のある当局は、場合に応じて、外務・貿易・開発省、国防省、公共事業・政府サービス省及び産業省又はこれらの後継機関の一又は二以上とする。

**第三条**

1　一方の締約国政府は、他方の締約国政府から移転される防衛装備品及び技術を、国際連合憲章の目的及び原則並びに前条5に規定する細目取極において決定する目的に適合する方法で効果的に使用するものとし、いずれの一方の締約国政府も、当該防衛装備品及び技術を他の目的のために転用してはならない。

2　一方の締約国政府は、この協定に基づいて移転される防衛装備品及び技術に係る権原又は占有権を、当該防衛装備品及び技術を移転した他方の締約国政府の書面による事前の同意を得ないで、自国政府の職員及び委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者以外の者又は他の政府に移転してはならない。

**第四条**

一方の締約国政府は、自国の関係法令及び他の適用のある両締約国政府の間の国際約束に従い、この協定に基づいて移転される防衛装備品及び技術に関して他方の締約国政府により提供される秘密情報を保護するために必要な措置をとる。

**第五条**

この協定及びこの協定に基づいて行われる全ての取極は、それぞれの国の関係法令及び予算に従って実施される。

**第六条**

この協定及びこの協定に基づいて行われる全ての取極の解釈又は適用に関するいかなる事項も、両締約国政府の間の協議によってのみ解決されるものとする。

**第七条**

1　この協定は、両締約国政府がこの協定の効力発生のために必要なそれぞれの国内手続が完了した旨を相互に通告するために交換する外交上の公文の日付のうち、最後の日付の日に効力を生ずる。

2　この協定は、両締約国政府の間の書面による合意によって改正することができる。この協定の改正は、この協定の効力発生のための手続と同様の手続に従う。

3　この協定は、五年間効力を有するものとし、その後は、一方の締約国政府が他方の締約国政府に対しこの協定を終了させる意思を九十日前に外交上の経路を通じて書面により通告しない限り、毎年自動的に延長される。

4　この協定の終了の後においても、この協定に基づいて移転された防衛装備品及び技術に関し、第三条から前条までの規定は、引き続き効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千二十六年一月二十七日にオタワで、ひとしく正文である日本語、英語及びフランス語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
山野内勘二

カナダ政府のために
デービッド・マクギンティ

**○外務省告示第二百二十二号**

令和八年六月九日にダッカで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がバングラデシュ人民共和国政府との間に行われた。

令和八年七月七日

外務大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、バングラデシュ人民共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とバングラデシュ人民共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　五百億円（五〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、経済の強靱（じん）性向上・エネルギー供給安定化のための緊急支援借款として、アジア開発銀行による経済運営・ガバナンス強化プログラムに基づくバングラデシュ人民共和国政府による中東情勢への対応（以下「計画」という。）においてバングラデシュ人民共和国政府を支援することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、バングラデシュ人民共和国政府に供与されることとなる。

2 (1) 借款は、バングラデシュ人民共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び借款の使用に関する手続は、この了解の範囲内で、特に次の原則を含むこととなる前記の借款契約によって規律される。

(a) 償還期間は、十年の据置期間の後二十年とする。

(b) 年間の利子率は、三・〇五パーセントとする。

(c) 支出期間は、前記の借款契約の効力発生の日の後一年とする。

(2) (1)(c)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3 (1) 借款は、バングラデシュ人民共和国の経済の安定及び開発努力を促進することを目的として、バングラデシュ人民共和国政府の権限のある当局が将来行う予算支出（両政府の関係当局間で決定する表に掲げる生産物のためのものを除く。）を対象として使用に供される。

(2) (1)に規定する表は、両政府の関係当局間の取決めによって修正することができる。

4 バングラデシュ人民共和国政府は、バングラデシュ人民共和国政府の名義で開設される国家予算勘定に、借款の円貨による支出額に相当する額をバングラデシュの通貨で振り替えるための措置をとる。このようにして振り替えられた額は、バングラデシュ人民共和国政府の国家予算に編入される。

5 バングラデシュ人民共和国政府は、借款に基づく生産物又は役務の調達が、ＪＩＣＡの調達のためのガイドラインであって、特に、国際競争入札の手続（当該手続を適用することが不可能である場合又は適当でない場合を除き従うべき手続）を定めるものに従って実施されることを確保する。

6 バングラデシュ人民共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

7 バングラデシュ人民共和国政府は、ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してバングラデシュ人民共和国において課される全ての財政課徴金及び租税を免除する。

8 バングラデシュ人民共和国政府は、借款が適正に、かつ、専ら3(1)に規定する予算支出のために使用されること及び軍事目的に使用されないことを確保するために必要な措置をとる。

9 バングラデシュ人民共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対して次のものを提供する。

(a) 借款の使用及び計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b) 借款及び計画に関連するその他の情報

10 両政府は、この了解から又はこの了解に関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及びバングラデシュ人民共和国政府に代わって前記の了解を確認される貴官の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が貴官の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて貴官に向かって敬意を表します。

二千二十六年六月九日にダッカで

バングラデシュ人民共和国駐在

日本国特命全権大使　齋田伸一

バングラデシュ人民共和国

財務省経済関係局次官

モハンマド・シャハリアル・

カデル・シディキ殿

（バングラデシュ側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本官は、更に、バングラデシュ人民共和国政府に代わって前記の了解を確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千二十六年六月九日にダッカで

バングラデシュ人民共和国

財務省経済関係局次官

モハンマド・シャハリアル・

カデル・シディキ

バングラデシュ人民共和国駐在

日本国特命全権大使　齋田伸一閣下

## ○農林水産省告示第九百七号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第三条第九項の規定により、令和八年六月十日付けをもって次の農薬を登録し、同法第十三条の規定により公告する。

令和八年七月七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

| 登録番号 | 農薬の種類 | 農薬の名称 | 製造者又は輸入者の氏名及び住所 |
|---|---|---|---|
| 25049 | イミシアホス粒剤 | ネマキック粒剤 | 東京都千代田区丸の内一丁目８番３号<br>アグロカネショウ株式会社<br>代表取締役　山本修 |
| 25050 | ターバシル水和剤 | ＴＫＩシンバー | 東京都千代田区麹町三丁目５番２号ビュレックス麹町<br>ＴＫＩ　ＪＡＰＡＮ株式会社<br>代表取締役　河野一広 |
| 25051 | ターバシル・ＤＣＭＵ　ＴＫＩゾーバー水和剤 | 〃 | |

## ○農林水産省告示第九百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　京都府福知山市大江町尾藤小字細畑ケ九四四、九四四の二、九四四の乙、八〇一四から八〇一八まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

小字細畑ケ八〇一五、八〇一六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府庁及び福知山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## ○農林水産省告示第九百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　栃木県宇都宮市石那田町字新宮帰り一〇六〇、字マトバ二一〇七の一、字古木沢二一一七から二一二〇まで、二一二三から二一二六まで、字柿木平二一二七の一、字走り帰り二一三四、二一三五、二一六二の一、二一六二の三、二一六三、二一六四の一、二一六四の三、二一六五の一、字熊鷹二一四〇、字大畑二一四一、二一四四、二一四五、二一四八、二一五一、二一五二、字小日影二一四六、二一三八一、二一三八二、字大日影二一四七、二一三七、二一三三八、二一三四二、字大日向二一五七、二一五八、二一三三二の一、字カナ畑二一三一五、二一三一九、字広久保二一三三四、二一三八九、字赤坂二一三九三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字古木沢二一一七・二一二四・二一二五・字大畑二一四四・二一四五・字小日影二一四六・字大日影二一三七・二一三八

（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）

２　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
３　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
４　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈠　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び宇都宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第九百十号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　岡山県苫田郡鏡野町下斎原字アラ田三三二の五、四一五から四一七まで、四一八の一から四一八の三まで
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
１　主伐に係る伐採種は、定めない。
２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び鏡野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第九百十一号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　佐賀県唐津市厳木町浦川内字赤仁田一一の一、一一の二、一五の一、八〇の二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
１　次の森林については、主伐は、択伐による。
字赤仁田一一の二・一五の一・八〇の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
２　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
３　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
４　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第九百十二号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　岡山県備前市吉永町高田字谷口四五四
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
１　主伐に係る伐採種は、定めない。
２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び備前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第九百十三号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　佐賀県武雄市北方町大字大崎字東飯盛二六一五の一〇、二六二五の四、二六二六の一、二六三六、二六三七の一、二六三七の二、二六三八の一、二六三八の二
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
１　次の森林については、主伐は、択伐による。
字東飯盛二六一五の一〇・二六三七の一・二六三八の二（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）
２　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
３　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
４　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び武雄市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第九百十四号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　栃木県大田原市川上字葎四八三、四八四の一、四八四の二、四八五、四八六、四八八、字西ノ入五一四、五一六、字川上七〇〇
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
１　主伐に係る伐採種は、定めない。
２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び大田原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第九百十五号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　栃木県鹿沼市上南摩町字梶又二六〇一の一、二六〇二の一、二六〇七の二四、二六〇七の二五、二六〇八の一、二六一八の一、二六一九の一、二六二〇の一、二六二一の一、字梶赤二六〇七の一から二六〇七の一一まで、二六〇七の二二
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
１　主伐に係る伐採種は、定めない。
２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第九百十六号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　岡山県備前市吉永町高田字前原上一の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び備前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第九百十七号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　岩手県盛岡市浅岸字赤重三〇の七・三〇の二五・三〇の二六（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び盛岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第九百十八号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　佐賀県三養基郡基山町大字宮浦字寺ノ谷二一六七の一一七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び基山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第九百十九号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　佐賀県神埼郡吉野ヶ里町松隈字大野一九三六の二六（次の図に示す部分に限る。）、一九三六の四、一九三六の一六、一九三六の三八、一九三六の三九、一九三六の六三、一九三六の六五

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び吉野ヶ里町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第九百二十号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　佐賀県鳥栖市牛原町字若林一五四七、一五六一の一三、一五六六の一、一五六六の二、一五七四の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び鳥栖市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第九百二十一号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　静岡県伊豆市修善寺字緑山三八四三の一・字戸田道四二七二の一四・字大芝山四二七八の六（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び伊豆市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第九百二十二号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　福井県越前市安戸町五九字兄子谷八の一、八の二、九から一二まで

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び越前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第九百二十三号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　岡山県美作市北字天神山一四七七の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び美作市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第九百二十四号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　静岡県御殿場市二子字二子山七二三の七九・七二三の八五・七二三の八七・七二三の一〇三（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、七二三の八二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字二子山七二三の七九・七二三の八二・七二三の八五・七二三の八七（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、七二三の一〇三
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び御殿場市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第九百二十五号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　佐賀県鹿島市大字山浦字上床丙二二三二の一五
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び鹿島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第九百二十六号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　奈良県御所市大字関屋五九六
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
大字関屋五九六（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を奈良県庁及び御所市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第九百二十七号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　青森県上北郡六ヶ所村大字泊字焼山三八一・三八二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県庁及び六ヶ所村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第九百二十八号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　青森県三戸郡三戸町大字貝守字南大平六八の一（次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県庁及び三戸町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第九百二十九号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　茨城県常陸大宮市高部字松ケ沢三六三一の二（次の図に示す部分に限る。）、三六三二、三六三三の二、三六三三の三、三六三四、三六三四の一、三六三四の三、三六三六の一、三六三六の二、三六三七の一、三六三七の二、三六三八の一、三六三八の二、三六三九の一、字道ケ草三六一四の二・三六三〇の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を茨城県庁及び常陸大宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第九百三十号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　茨城県常陸大宮市北富田字赤ホウ六四四の一、六八六の五、字井戸尻六四六の一、字タゴバタ出口西六五一、字タゴバタ六六〇、六六一、字沼尻六六二の一、九四五、字タゴバタ西六六二の二、六六二の四から六六二の六まで

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を茨城県庁及び常陸大宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第九百三十一号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　茨城県常陸大宮市久隆字小入ト一二〇九、一二〇九の一、字蛇向沢一三四八の一、一三四八の二、字社檀一三二二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を茨城県庁及び常陸大宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○国土交通省告示第八百二十号**

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年七月七日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

学校沢

二　砂防法第二条の土地の表示

栃木県大田原市須賀川の区域内の土地のうち、次の一点から二十五点までを順次結んだ線及び一点と二十五点を結んだ線に囲まれた土地の区域（令和六年国土交通省告示第千二百十四号で指定した土地の区域を除く。）

| 点 | 北緯 | 東経 |
|---|---|---|
| 1 | 36°49′04.8915″ | 140°14′51.9101″ |
| 2 | 36°49′05.0895″ | 140°14′51.6875″ |
| 3 | 36°49′05.2664″ | 140°14′51.7248″ |
| 4 | 36°49′05.7981″ | 140°14′51.2256″ |
| 5 | 36°49′06.1658″ | 140°14′50.9334″ |
| 6 | 36°49′06.5849″ | 140°14′50.4795″ |
| 7 | 36°49′06.6485″ | 140°14′50.5712″ |
| 8 | 36°49′06.2242″ | 140°14′51.0306″ |
| 9 | 36°49′05.8535″ | 140°14′51.3253″ |
| 10 | 36°49′05.5548″ | 140°14′51.6058″ |
| 11 | 36°49′06.4676″ | 140°14′51.6922″ |
| 12 | 36°49′07.2434″ | 140°14′52.1322″ |
| 13 | 36°49′07.4424″ | 140°14′52.1267″ |
| 14 | 36°49′08.8512″ | 140°14′52.8057″ |
| 15 | 36°49′10.3075″ | 140°14′53.9849″ |
| 16 | 36°49′10.1777″ | 140°14′54.3968″ |
| 17 | 36°49′09.9869″ | 140°14′54.3754″ |
| 18 | 36°49′08.8589″ | 140°14′53.3825″ |
| 19 | 36°49′08.5920″ | 140°14′53.2325″ |
| 20 | 36°49′08.2280″ | 140°14′52.9480″ |
| 21 | 36°49′07.4098″ | 140°14′52.7320″ |
| 22 | 36°49′06.5684″ | 140°14′52.1763″ |
| 23 | 36°49′05.7852″ | 140°14′52.0621″ |
| 24 | 36°49′05.2905″ | 140°14′52.2848″ |
| 25 | 36°49′04.9369″ | 140°14′52.3426″ |

**○観光庁告示第十二号**

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の十七の規定に基づき、名鉄観光バス株式会社（登録研修機関第二十七号）から代表者の氏名を変更する届出があったので、同法第十二条の二十八第二号の規定により次のとおり公示する。

令和八年七月七日

観光庁長官　村田　茂樹

一　代表者の氏名の変更

| | |
|---|---|
| 変更前 | 金森　隆浩 |
| 変更後 | 川松　昌市 |

二　変更の年月日　令和八年六月十五日

**○環境省告示第三十四号**

環境省設置法の一部を改正する法律（令和八年法律第二十二号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十七年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方環境事務所長に委任した件等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年七月七日

環境大臣　石原　宏高

予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十七年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方環境事務所長に委任した件の一部改正）

**第一条**　予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十七年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方環境事務所長に委任した件（平成十七年環境省告示第九十四号）の一部を次のように改正する。

題名及び制定文中「地方環境事務所長」を「地方環境局長」に改める。

（予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成三十年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから福島地方環境事務所長に委任する件の一部改正）

**第二条**　予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成三十年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから福島地方環境事務所長に委任した件（平成三十年環境省告示第三十号）の一部を次のように改正する。

題名及び制定文中「福島地方環境事務所長」を「福島環境局長」に改める。

（予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について令和六年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから東北地方環境事務所長に委任する件の一部改正）

**第三条**　予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について令和六年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから東北地方環境事務所長に委任する件（令和六年環境省告示第三十六号）の一部を次のように改正する。

題名及び制定文中「東北地方環境事務所長」を「東北環境局長」に改める。

（予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について令和八年度事業に係る補助金等の交付に関するものから関東地方環境事務所長に委任する件の一部改正）

**第四条**　予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について令和八年度事業に係る補助金等の交付に関するものから関東地方環境事務所長に委任する件（令和八年環境省告示第十九号）の一部を次のように改正する。

題名及び制定文中「関東地方環境事務所長」を「関東環境局長」に改める。

**附　則**

この告示は、公布の日から施行する。

**○防衛省告示第百八十号**

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、追加提供及び新規提供が令和八年七月三日次のとおり決定された。

令和八年七月七日

防衛大臣臨時代理
国務大臣　赤間　二郎

陸上施設

◎追加提供

| 施設番号 | 施設名 | 所在地名 | 所有関係 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|
| 二〇七四 | 大湊地区総監部 | むつ市 | 国有 | 土地…約一、〇〇〇平方メートル<br>建物…約六九〇平方メートル<br>工作物…水道等<br>訓練施設として追加提供する。<br>使用期間…<br>一　令和八年七月十一日から同月二十三日までの間<br>二　訓練の展開及び撤収のために必要に応じ、訓練の追加期間<br>海上自衛隊大湊地区総監部の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用がある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連がある条項が適用される。 |
| 五一二〇 | 日出生台・十文字原演習場 | 由布市 | 国有 | 土地…約七六〇〇平方メートル<br>建物…約三〇〇平方メートル<br>工作物…水道等<br>陸上自衛隊が施設整備を実施するため追加提供する。<br>使用期間…<br>一　約六週間<br>二　仮設建物等を設置する場合は、その設置期間<br>陸上自衛隊湯布院駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用がある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連がある条項が適用される。 |

海上演習場関係

◎新規提供

むつ湾訓練区域

一　区域

次の各点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域

1　北緯四一度〇九分一二秒、東経一四一度〇七分一二秒
2　北緯四一度〇五分五三秒、東経一四一度〇八分二八秒
3　北緯四一度〇四分〇二秒、東経一四〇度五九分五九秒
4　北緯四一度〇七分二二秒、東経一四〇度五八分四三秒

二　高度制限

高度六一〇メートル（二、〇〇〇フィート）以下とする。

三　用途

本区域は、海上自衛隊と共同で実施する掃海訓練のために使用される。

四　摘要

本区域を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として、令和八年七月十一日から同月二十三日までの間提供する。この期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

# 国会事項

## 衆議院

**答弁書受領**

七月三日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員山本ジョージ提出円借款で建造されたモロッコ王国・国立漁業研究所の海洋・漁業調査船が西サハラの海域で公然と調査を行っている件に関する質問に対する答弁書

**報告書受領**

七月三日内閣から次の報告書を受領した。

国会法附則第十一項の規定に基づく令和七年度東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の報告書を受けて講じた措置に関する報告

## 参議院

**報告書受領**

七月三日内閣から、国会法附則第十一項の規定に基づく令和七年度東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の報告書を受けて講じた措置に関する報告を受領した。

# 人事異動

## 法務省

（東京地方検察庁検事兼法務省刑事局付）検事兼法務事務官　大住日南子

大阪地方検察庁検事に配置換する

大阪地方検察庁堺支部勤務を命ずる

法務事務官（法務省刑事局付）の併任を解除する（七月三日）

## 最高裁判所

簡易裁判所判事　溝渕　章展
同　林　雅子　同　野口　晶寛

東京簡易裁判所判事に補する（各通）　小川　惠輔

同　佐久簡易裁判所判事に補する　三浦　裕輔

佐久簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する　同

大阪簡易裁判所判事に補する　同

金沢簡易裁判所判事に補する　菅　洋輝

同　熊本簡易裁判所判事に補する　賀嶋　敦

同　郡山簡易裁判所判事に補する　百瀬　玲

同　いわき簡易裁判所判事に補する　谷池　政洋

東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事　日野　直子

東京家庭裁判所判事に補する　部の事務を総括する者に指名する　水戸地方裁判所判事兼水戸家庭裁判所判事・水戸簡易裁判所判事　佐々木健二

東京高等裁判所判事に補する　東京簡易裁判所判事に補する　東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事　三井　大有

水戸地方裁判所判事に補する　部の事務を総括する者に指名する　兼ねて水戸家庭裁判所判事に補する　水戸簡易裁判所判事に補する　千葉地方裁判所判事補兼千葉家庭裁判所判事補・千葉簡易裁判所判事　岸本　若菜

大阪家庭裁判所判事補に補する　大阪家庭裁判所岸和田支部勤務を命ずる　兼ねて大阪地方裁判所判事補に補する　大阪地方裁判所岸和田支部勤務を命ずる　岸和田簡易裁判所判事に補する　鹿児島地方裁判所判事補兼鹿児島家庭裁判所判事補・鹿児島簡易裁判所判事　赤坂　誠悟

神戸地方裁判所判事補に補する　神戸地方裁判所姫路支部勤務を命ずる　兼ねて神戸家庭裁判所判事補に補する　神戸家庭裁判所姫路支部勤務を命ずる　姫路簡易裁判所判事に補する（以上七月一日）

○定年退官

簡易裁判所判事森義之は六月三十日限り定年退官

---

## 名古屋市

○人事委員会委員再任

二神望委員は、六月十二日再任された。

## 大　阪　市

○監査委員選任

大橋一隆委員及び土岐恭生委員は、六月十日辞職し、六月十一日次の者が選任された。

監査委員　出雲　輝英

同　永井　広幸

○議長選挙

杉村幸太郎議長は、六月十一日辞職し、同日次の者が選挙された。

議長　梅園　周

○人事委員会委員再任

西出智幸委員は、六月十七日再任された。

# 皇室事項

**御祝電**

天皇陛下は、アメリカ合衆国の独立記念日につき、七月三日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、カーボベルデの独立記念日につき、七月三日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

# 官庁報告

## 官庁事項

**国営土地改良事業の工事完了の公告**

下記に掲げる国営土地改良事業の工事は、令和８年３月31日をもって完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の３第３項の規定に基づき公告する。

令和８年７月７日

農林水産大臣　鈴木　憲和

記

国営関川用水土地改良事業（農業用用排水）

下記に掲げる国営土地改良事業の工事は、令和８年３月31日をもって完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の３第３項の規定に基づき公告する。

令和８年７月７日

農林水産大臣　鈴木　憲和

記

国営猿ヶ石用水土地改良事業（国営造成土地改良施設整備）

国営雫石川沿岸土地改良事業（国営施設応急対策）

国営中田土地改良事業（国営造成土地改良施設整備）

国営豊沢川土地改良事業（農業用用排水）

国営会津南部土地改良事業（農業用用排水）

国営会津北部土地改良事業（農業用用排水）

**登録実施機関の登録事項の変更について**

タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）第22条の規定による届出があったので、同法第32条第２号の規定に基づき、公示する。

令和８年７月７日

中部運輸局長　神谷　昌文

記

（単位地域の名称）

三重県

（登録実施機関の名称）

一般社団法人　三重県タクシー協会

（登録実施機関の住所）

三重県津市雲出長常町字六ノ割1190―１

（変更前の登録実施機関の代表者名）

末吉　利教

（変更後の登録実施機関の代表者名）

西川　弘徳

（登録事務等を行う事務所の名称）

三重県タクシー協会

（登録事務等を行う事務所の所在地）

三重県津市雲出長常町字六ノ割1190―１

（登録番号）

三重―１号

（変更年月日）

令和８年６月30日

## 法　務

**公証人任免**

神戸地方法務局所属公証人小畑勝義は願により公証人を免ぜられた。

山上富蔵は公証人に任命され、神戸地方法務局所属公証人小畑勝義の後任を命ぜられた。（以上六月二十七日）（法務省）

# 公　告

**諸　事　項**

**相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告**

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

失踪宣告取消

破産手続における包括的禁止命令

破産手続における保全管理命令

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

## 書面による計算報告

## 特別清算開始

**令和8年（ヒ）第3017号**

大阪府東大阪市末広町１０番１６号
清算株式会社　株式会社徳運送店
代表清算人　　柴野　高之
1　決定年月日　令和8年6月22日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

大阪地方裁判所第６民事部

**令和８年（ヒ）第２号**

和歌山県田辺市古尾１１番２９号
清算株式会社　株式会社西照
代表清算人　芝　邦浩
1　決定年月日　令和８年６月２３日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

和歌山地方裁判所田辺支部

**令和8年（ヒ）第3018号**

大阪市中央区道修町一丁目６番７号ＪＭＦビル北浜０１（９階）
清算株式会社　株式会社ＴＫ
代表清算人　　玉木　良和
1　決定年月日　令和8年6月23日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

大阪地方裁判所第６民事部

## 更生手続における包括的禁止命令

**令和８年（ミ）第１号**

大阪市中央区内本町一丁目２番８号ＴＳＫビル８階
開始前会社　株式会社絆ホールディングス
主文　開始前会社について更生手続開始の決定がされたとすれば更生債権者又は更生担保権者となる者は、更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、開始前会社の財産に対し、会社更生法24条１項２号に規定する強制執行等及び同条２項に規定する国税滞納処分をしてはならない。
令和８年６月22日

大阪地方裁判所第６民事部

**令和８年（ミ）第２号**

大阪市中央区森ノ宮中央一丁目14番10号鵲森之宮ハイツ３階
開始前会社　株式会社ＪＯＢ　ｃｏｎｎｅｃｔ
主文　開始前会社について更生手続開始の決定がされたとすれば更生債権者又は更生担保権者となる者は、更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、開始前会社の財産に対し、会社更生法24条１項２号に規定する強制執行等及び同条２項に規定する国税滞納処分をしてはならない。
令和８年６月22日

大阪地方裁判所第６民事部

**令和８年（ミ）第３号**

大阪市中央区内本町１丁目２番14号秀和ビル10階
開始前会社　株式会社レーヴ
主文　開始前会社について更生手続開始の決定がされたとすれば更生債権者又は更生担保権者となる者は、更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、開始前会社の財産に対し、会社更生法24条１項２号に規定する強制執行等及び同条２項に規定する国税滞納処分をしてはならない。
令和８年６月22日

大阪地方裁判所第６民事部

**令和８年（ミ）第４号**

大阪市中央区谷町三丁目１番９号ＭＧ大手前ビル２階
開始前会社　株式会社リベラーラ
主文　開始前会社について更生手続開始の決定がされたとすれば更生債権者又は更生担保権者となる者は、更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、開始前会社の財産に対し、会社更生法24条１項２号に規定する強制執行等及び同条２項に規定する国税滞納処分をしてはならない。
令和８年６月22日

大阪地方裁判所第６民事部

## 更生手続における保全管理命令

**令和８年（ミ）第１号**

大阪市中央区内本町一丁目２番８号ＴＳＫビル８階
開始前会社　株式会社絆ホールディングス
1　主文　更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、開始前会社の業務及び財産に関し、保全管理人による管理を命ずる。
2　保全管理人　大阪市北区中之島二丁目３番１８号中之島フェスティバルタワー27階　弁護士法人大江橋法律事務所
弁護士　野上　昌樹
令和８年６月22日

大阪地方裁判所第６民事部

**令和８年（ミ）第２号**

大阪市中央区森ノ宮中央一丁目14番10号鵲森之宮ハイツ３階
開始前会社　株式会社ＪＯＢ　ｃｏｎｎｅｃｔ
1　主文　更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、開始前会社の業務及び財産に関し、保全管理人による管理を命ずる。
2　保全管理人　大阪市北区中之島二丁目３番18号中之島フェスティバルタワー27階　弁護士法人大江橋法律事務所
弁護士　野上　昌樹
令和８年６月22日

大阪地方裁判所第６民事部

**令和８年（ミ）第３号**

大阪市中央区内本町１丁目２番14号秀和ビル10階

開始前会社　株式会社レーヴ

１　主文　更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、開始前会社の業務及び財産に関し、保全管理人による管理を命ずる。

２　保全管理人　大阪市北区中之島２丁目３番18号中之島フェスティバルタワー27階　弁護士法人大江橋法律事務所

弁護士　野上　昌樹

令和８年６月22日

大阪地方裁判所第６民事部

**令和８年（ミ）第４号**

大阪市中央区谷町三丁目１番９号ＭＧ大手前ビル２階

開始前会社　株式会社リベラーラ

１　主文　更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、開始前会社の業務及び財産に関し、保全管理人による管理を命ずる。

２　保全管理人　大阪市北区中之島二丁目３番18号中之島フェスティバルタワー27階　弁護士法人大江橋法律事務所

弁護士　野上　昌樹

令和８年６月22日

大阪地方裁判所第６民事部

## 小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

給与所得者等再生による再生
手続開始

給与所得者等再生による再生
計画認可

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

## 所有者不明専有部分管理命令に関する異議の催告

## 会社その他の公告

**吸収分割公告**

左記会社は吸収分割して甲は乙のビジネスサポート本部が営む社内便事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.hitachi-document.co.jp/printing/koukoku/

（乙）掲載　茨城新聞

掲載の日付　令和八年六月十三日

掲載頁　二十五頁

令和八年七月七日

東京都江東区東陽六丁目三番二号

（甲）株式会社日立ドキュメントプリンティング

代表取締役　槻山　裕之

茨城県日立市東成沢二丁目二番一〇号

（乙）日和サービス株式会社

代表取締役　横山　和弘

**吸収分割公告**

左記会社は吸収分割して甲は乙のビジネスサポート本部が営む集約寮管理・社宅代行事業、クリエイティブ事業、販売事業及び庶務支援事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和八年六月二十二日

掲載頁　一四一頁（号外第一三六号）

（乙）掲載　茨城新聞

掲載の日付　令和八年六月十三日

掲載頁　二十五頁

令和八年七月七日

東京都千代田区神田錦町三丁目七番地一

（甲）株式会社日立リアルエステートパートナーズ

代表取締役　田中　憲一

茨城県日立市東成沢町二丁目二番一〇号

（乙）日和サービス株式会社

代表取締役　横山　和弘

**吸収分割公告**

左記会社は吸収分割して甲は乙の豊前所在のトレーラーホテル事業に係る権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月七日

神奈川県鎌倉市腰越三丁目一九番一六号

（甲）鎌倉キャピタル合同会社

代表社員　金谷　正文

東京都港区北青山一丁目三番一号アールキューブ青山三階

（乙）合同会社カーリー

代表社員　小口　裕太

**吸収分割公告**

当社（甲）は、吸収分割により株式会社トレモントジャパン（乙、住所大阪市中央区北浜二丁目三番六号）の不動産事業に関する権利義務を承継することにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）

掲載　官報

掲載の日付　令和八年四月十五日

掲載頁　五十八頁（号外第八十九号）

令和八年七月七日

大阪市中央区北浜二丁目三番六号

株式会社ＴＡＩＭ

代表取締役　小林　信介

**新設分割公告**

当社は新設分割により新設するおおもりタクシー株式会社（神奈川県横浜市保土ヶ谷区仏向町二九〇）に対して当社の一般乗用旅客自動車運送事業に関する権利義務を継承させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年六月三十日

掲載頁　一一三頁（号外第一四五号）

令和八年七月七日

東京都大田区大森南四丁目一五番二一号

おおもりタクシー株式会社

代表取締役　渡邉　啓幸

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社Ｍｉｘ　Ｕｐとし、効力発生日は令和八年九月一日です。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月七日

札幌市手稲区星置三条一丁目二八番二四号

合同会社Ｍｉｘ　Ｕｐ

代表社員　澁谷　智大

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月七日

札幌市東区北十一条東十三丁目一―二六

如月建装合同会社

代表社員　伊林　信幸

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月七日

埼玉県北本市大字北本宿一五九番地二七

合同会社Ｄｅｉｇｏ

代表社員　高嶺　朝貴

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月七日

千葉市美浜区高洲三丁目一四番和紅ビル四〇七

合同会社ＮＯＶＡ　ＦＩＧＨＴ　ＬＩＦＥ

代表社員　阿部　真之

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月七日

東京都千代田区九段南一丁目六番一七号千代田会館　合同会社あっとプランニング

代表社員　我妻　文男

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月七日

神奈川県相模原市南区若松一―二〇―一〇　Ｃｏｒｒｅｔｔｏ合同会社

代表社員　高橋　笑子

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年八月三十一日であり、組織変更後の商号は定進グループ株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月七日

大阪府堺市西区鳳中町六丁二〇三番地七　定進グループ合同会社

代表社員　蒲生　岳志

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月七日

福岡市博多区銀天町三丁目一番三号　合同会社福与

代表社員　濱中　敢太

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月七日

福岡市中央区天神四丁目七番一八号一階　合同会社ＳｔａｒｔＬｉｎｅ

代表社員　李　鍾元

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を九千六百四十一万五千六百円減少し、減少する資本金の額の全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年七月七日

東京都渋谷区渋谷二丁目一二番四号　ダイナミックマッププラットフォーム株式会社　代表取締役ＣＥＯ　吉村　修一

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を九億一千三百二十一万二千七百九十円減少し四億二千六百七十五万九千七百八十九円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年七月七日

東京都渋谷区恵比寿南一丁目一五番一号　株式会社オールアバウト

代表取締役　江幡　哲也

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を五百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年八月三十一日であり、株主総会の決議は、令和八年六月二十七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年七月七日

長野県飯田市南信濃和田一三五三番地　有限会社吉丸屋ストアー

代表取締役　酒井　雄太

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を七百万円減少し三百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年六月二十九日

掲載頁　一七〇頁（号外第一四三号）

令和八年七月七日

静岡県伊豆の国市古奈六一番地　株式会社スイマンシエール

代表取締役　松下　洋子

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を五千四百万円減少し三千六百万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年八月三十一日であり、株主総会の決議は、令和八年五月二十六日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年六月二十九日

掲載頁　二二七頁（号外第一四三号）

令和八年七月七日

愛知県岡崎市若松東三丁目九番地一　株式会社岡崎情報開発センター

代表取締役　鈴木　晃

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金額を二一〇万減少し、九八〇万円とすることにいたしました。効力発生日は令和八年八月二十五日であり、株主総会の決議は、令和八年七月一日に終了しております。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年七月七日

香川県高松市塩上町一丁目一番一三号　有限会社永木屋建材店

代表取締役　柴野　裕子

**準備金の額の減少公告**

当社は、資本準備金の額を一兆四千七百三十九億八千五百六十九万八千九十三円減少することにいたしました。

効力発生日は令和八年八月三十一日であり、株主総会の決議は令和八年六月二十九日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年七月七日

東京都千代田区大手町二丁目六番四号　東京海上ホールディングス株式会社

代表取締役　小池　昌洋

**準備金の額の減少公告**

当社は、令和八年八月十日を効力発生日とする久光製薬株式会社との株式交換（以下「本株式交換」）により資本準備金の額が増加することを条件として、資本準備金の額について、本株式交換による資本準備金の増加額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年六月十二日

掲載頁　六頁

令和八年七月七日

福岡県久留米市篠山町一丁目一二番三パークノヴァ五〇一号　タイヨー興産株式会社

代表取締役　中冨　一栄

**資本金及び準備金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を二一〇〇万円、利益準備金の額を一六八万五〇〇〇円減少し、それぞれ一〇〇〇万円、〇円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和八年六月八日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年七月七日

岐阜県飛騨市神岡町殿字坂巻一八〇番地の二五　有限会社鈴木工務店

代表取締役　鈴木　進悟

**定款変更につき通知公告**

当社は、令和八年八月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年七月七日

北海道北見市西三輪三丁目七四一番地二

株式会社藤井フレーム工業

代表取締役　藤井　陽之

**定款変更につき通知公告**

当社は、令和八年七月二十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしました。同日に当社の株券は無効となります。

令和八年七月七日

埼玉県所沢市御幸町九番一〇号

株式会社鈴清

代表取締役　鈴木満壽美

**定款変更につき通知公告**

当社は、令和八年七月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年七月七日

東京都中央区日本橋二丁目二番八号

株式会社東京凪月堂

代表取締役　髙瀬　晃裕

**定款変更につき通知公告**

当社は、令和八年七月二十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年七月七日

東京都葛飾区東金町一丁目三六番二号

株式会社マルワメディカルサービス

代表取締役　西　陽一

**定款変更につき通知公告**

当社は、令和八年八月七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年七月七日

山梨県山梨市下栗原一〇六三番地

日川葡萄酒醸造株式会社

代表取締役　内田　圭哉

**定款変更につき通知公告**

当社は令和八年七月二十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に株券は無効となります。

令和八年七月七日

長野県上田市中央一丁目一番二一号

株式会社飯島商店

代表取締役　飯島新一郎

**定款変更につき通知公告**

当社は、令和八年八月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年七月七日

兵庫県豊岡市千代田町一番二四号

但馬商事株式会社

代表取締役　福井　崇博

**取得条項付新株予約権の一部の取得及び取得日の通知公告**

当社は、左記のとおり、当社の取得条項付新株予約権を取得することにいたしましたので公告します。

一、取得する取得条項付新株予約権

令和八年六月二十五日時点において当社の使用人の地位を喪失している者が保有する第一回新株予約権（二百五十五個）、第四回新株予約権（九十五個）、第六回新株予約権（百七十四個）

二、取得の日　令和八年七月三十一日

令和八年七月七日

東京都港区西麻布三丁目二四番二〇号ＫＡＳＵＭＩＣＨＯＴＥＲＲＡＣＥ六Ｆ

株式会社Ａｒｔ　ｔｏ　Ｈｅｒｉｔａｇｅ

代表取締役　井口　泰

**任意清算公告**

当法人は、令和八年六月三十日をもって解散し、税理士法第四十八条の二十一第二項において準用する会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月七日

東京都台東区下谷二丁目五番一三号

税理士法人アラワシ

社員　野村　豊

**任意清算公告**

当法人は、令和八年六月三十日をもって解散し、行政書士法第十三条の二十一第二項において準用する会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月七日

神奈川県横浜市泉区和泉中央南四―一〇―二〇

やよい行政書士法人

社員　坪井　純一

**訂正公告**

株式会社田名辺工業に係る令和八年六月二十六日（本紙第一七三五号）掲載の債権申出の公告（第一回）、同年六月二十九日（本紙第一七三六号）掲載の債権申出の公告（第二回）、同年七月一日（本紙第一七三八号）掲載の債権申出の公告（第三回）中、「連絡先　千葉市中央区登戸二丁目八番二号クリスチャンセンタービル四〇一大平法律事務所」とあるは「連絡先　千葉市中央区新宿二丁目八番二号クリスチャンセンタービル四〇一大平法律事務所」の誤りにつき訂正します。

令和八年七月七日

千葉県船橋市三咲五丁目二九番一号

株式会社田名辺工業

代表清算人　大平　俊一

連絡先　千葉市中央区新宿二丁目八番二号クリスチャンセンタービル四〇一大平法律事務所

**取消公告**

令和八年四月二十三日（号外第九十五号）掲載の第七十六期決算公告（枠組）は取消します。

令和八年七月七日

京都市下京区西洞院通塩小路上る東塩小路町六〇八番地九

株式会社古瀬組

代表取締役　小田　真也

**取消公告**

令和八年五月十五日掲載の合併公告を取消します。

令和八年七月七日

京都市下京区西洞院通塩小路上る東塩小路町六〇八番地九　（甲）株式会社古瀬組

代表取締役　小田　真也

東京都中央区東日本橋二丁目二八番三号

（乙）　新技術工営株式会社

代表取締役　稲垣　正美

**正誤**

| ページ | 段 | 行 | 誤 | 正 |
|---|---|---|---|---|
| 三六 | 上 | 二 | （第八面・第九面） | （第七面・第八面） |
| 三四 | 上 | 二 | （第八面・第九面） | （第七面・第八面） |

（原稿誤り）

三六ページ様式第一号3．(1)(ii)②及び三七ページ3．(2)(i)②中「(ⅱ)」は「②」の誤り。

四九ページ様式第二号の二（第九条の二関係）（第七面）をすべて削除する。

（原稿誤り）

令和八年二月二十六日（号外第三十九号）公布厚生労働省令第十八号（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令）

（原稿誤り）

三三ページ様式第二号の二（第九条の二関係）（第七面）をすべて削除する。

（原稿誤り）

令和七年十二月二十三日（号外第二百八十号）公布厚生労働省令第百二十五号（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令の一部を改正する省令）